「ぶちとくながと生活優待券」取扱店要項

令和４年７月１日現在

優待券使用有効期間・換金期間については、今後の状況に応じて変更される場合があります。
その際は長門商工会議所ＨＰ等でお知らせします。

１．目　的

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する市民への負担軽減や地域経済活性化と地域活力の回復を図るために、市内でのみ使用可能な優待券を発行する。

２．商品券の内容

優待券は以下の内容で長門商工会議所が事務取扱を行う。

(1)優待券の名称は「ぶちとくながと生活優待券」とする。
(2)優待券額面は１枚　１，０００円とする。
(3)優待券の使用有効期間は令和４年１０月１日～令和５年１月３１日までとする。
(4)使用有効期間を過ぎた商品券は使用出来ない。
(5)釣銭には応じない。
(6)払い戻し（返品・返金）には応じない。
(7)優待券は全店舗で使用できる共通券（全店共通券）と売場面積 1,000 ㎡以下の店舗で利用できる専用券（中小規模店専用券）の２種類となる。

３．取扱登録店

(1)取扱店は長門商工会議所が認定する。
（新型コロナウィルス感染症対策を実施している事業所とする）
(2)換金手数料（取扱店負担金）１％（千円券１枚につき１０円《税込》）を換金する際に差し引きます。
(3)優待券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等とお引換え下さい。
(4)優待券の使用有効期限は令和５年１月３１日です。以後は無効ですので十分お気を付け下さい。
(5)取扱店にはステッカー、登録証書を配布する。

４．換金方法

(1)優待券の換金は、受取優待券に換金請求書を添えて指定する期日（３日、１３日、２３日《但し店休日の場合は前営業日》）に金融機関へ提出すると換金手数料を差し引いた金額が指定口座に即日、若しくは翌営業日に入金される。
(2)換金の際は、必ず「登録証書」（有効期限の過ぎたものは無効です）を提示する。
(3)優待券の裏面には事業所名、代表者名を記入する。
注：不正な優待券は換金出来ない。また、優待券の裏面に登録証書に記載された名前以外が記入されている優待券は換金出来ない。

５．換金期限

(1)最終換金日は令和５年２月１３日（月）とする。
(2)最終換金日を過ぎると換金出来ません。十分ご注意ください。

６．商品券の利用

消費者へ直接提供できる商品・サービス等に限り、以下のような場合は利用できない。

(1)優待券の現金化。
(2)納税や公共料金の支払、他の商品券、金券、切手、印紙など換金できるものや法律等で商品券での購入ができないもの。
(3)事業決済資金（買掛金、未払金等）としての流用。
(4)その他各取扱店において優待券の利用対象外としている商品、また、優待券の利用を制限している商品。

７．禁止行為

(1)「登録証書」を他人に貸与又は譲渡すること。
(2)優待券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。